

定 款

(平成元年 6 月 29 日 改正)
(平成 2 年 6 月 29 日 改正)
(平成 3 年 6 月 27 日 改正)
(平成 4 年 6 月 26 日 改正)
(平成 6 年 6 月 29 日 改正)
(平成10年 6 月 26 日 改正)
(平成11年 6 月 29 日 改正)
(平成12年10月 1 日 改正)
(平成14年 6 月 27 日 改正)
(平成15年 6 月 27 日 改正)
(平成16年 6 月 29 日 改正)
(平成17年 6 月 29 日 改正)
(平成18年 6 月 29 日 改正)
(平成20年 6 月 27 日 改正)
(平成21年 6 月 26 日 改正)
(平成22年 6 月 29 日 改正)
(平成25年 6 月 27 日 改正)
(平成26年 5 月 27 日 改正)
(平成27年 6 月 26 日 改正)
(2019年 6 月 27 日 改正)
(2022年 6 月 29 日 改正)

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、日本ヒューム株式会社と称し、英文ではNippon Hume Corporation と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 特殊機械によるコンクリート管、電柱、杭、その他各種コンクリート製品の製造並びに販売。
2. コンクリート製品、化学製品、鋼材、建材の製造設備の製造、加工並びに販売。
3. 各種土木建築資材、上下水道用品の製造、加工並びに販売。
4. 一般廃棄物及び産業廃棄物処理機器の製造並びに販売。
5. 環境に関する水、空気、土壌等の浄化装置及びシステム機器の製造、加工並びに販売。
6. 前各号に関連する諸工事の請負。
7. 建築諸工事並びに電気通信工事の請負。
8. 前各号の事業に関連するエンジニアリング、コンサルティング業務及び動産の賃貸借。
9. 不動産の売買、賃貸借、仲介、管理及び開発並びに土地の造成。
10. 発電及び売電に関する事業。
11. スポーツ施設の企画、開発及び運営。
12. 米粉及び農林水畜産物、食料品、肥料、飼料の製造、加工並びに販売。
13. アプリケーションサービスプロバイダー事業
14. コンピュータ、その周辺機器、関連機器およびそのソフトウェアの利用に関するサービスの提供および販売ならびにコンサルティング業務
15. 前各号に付帯又は関連する一切の事業。
16. 他会社に対する投資並びに会社設立の発起人となること。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会並びに会計監査人を置く。

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数及び単元株式数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、8,000万株とする。

② 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の買増し)

第7条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。

② 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第9条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する手続き及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(新株予約権無償割当てに関する事項の決定)

第10条 当社は、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により、新株予約権無償割当てに関する事項を決定することができる。

第3章 株 主 総 会

(基準日)

第11条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集する。

- ② 当会社の臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長が招集し、その議長となる。

- ② 取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。

(電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを決する。

- ② 会社法309条第2項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを決する。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、代理人1名をもってその議決権を行使することができる。ただし、その代理人は、議決権を行使することができる当会社の株主に限る。この場合は、株主総会毎に代理権を証する書面を、当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第17条 当会社の取締役は、15名以内とする。

(選任の方法)

第18条 取締役は、株主総会で選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長1名、専務取締役若干名及び常務取締役若干名を定めることができる。

(役付取締役の業務執行)

第21条 取締役会長は、取締役会を総理する。

- ② 取締役社長は、取締役会の決議に基づいて、会社業務を執行し、かつその全般を総轄する。
③ 取締役副社長、専務取締役及び常務取締役は、取締役社長を補佐し、その命を受けて会社業務を処理する。

(取締役会)

第22条 取締役会は、取締役で構成され法令または本定款に定める事項のほか、当会社の重要な業務の執行を決定する。

(取締役会の招集)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。

- ② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを決する。

- ② 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、当該提案を可決することの取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関しては、この章に規定するもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第27条 当会社は、会社法426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することが

できる。

- ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 監査役及び監査役会

（員数）

第28条 当会社の監査役は、4名以内とする。

（選任の方法）

第29条 監査役は、株主総会で選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する。

（任期）

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤監査役）

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会）

第32条 監査役会は、監査役全員で構成され法令に定める権限を有するほか、監査役の職務執行に関する事項を決定する。ただし、監査役の権限の行使を妨げることはできない。

（監査役会の招集）

第33条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。

- ② 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議）

第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを決する。

（監査役会規程）

第35条 監査役会に関しては、この章に規定するもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第37条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

- ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第38条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第39条 当会社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

- ② 配当金はその支払確定の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。

(自己の株式の取得)

第40条 当会社は、取締役会の決議により、市場取引等による自己の株式の取得を行なうことができる。